

平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画(案)への意見・提案と県の考え方

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
1 「計画案」の基 本的な考え方	この「計画案」が食品衛生法第24条第1項に基づき策定されていることは、単に監視・指導という枠にとどまらず、広く「県民の健康保護」「予防原則」という点で期待できる点で期待できます。	1	【その他】
2 「計画案」の基 本的な考え方	「コードチーンの考え方」のもとに、食品供給の各段階での監視指導を行うことは重要であり、関係各機関との連携を、ますます強化していただきたいと思います。	1	【記述済み】(第3. 2 第4. 2) 関係機関との連携については、農政部等の関係機関と引き続き連携を図ります。
3 「計画案」の基 本的な考え方	消費者教育推進法に基づき、山梨県でも昨年「消費者教育推進計画」が策定されました。食に關する消費者教育は身近で重要なことであり、消費者は家庭での食中毒防止等のための知識と理解を深め、安全行政に意見を述べる役割があります。食生活のあり方、農林水産業や加工事業者、行政とのリスクコミュニケーションの場を多數作るべきと考えます。	1	【記述済み】(第3. 1 第12. 2) 消費者教育については、ホームページ、広報紙、講習会等を通じて、食品安全思想の普及啓発を行います。また、リスクコミュニケーションについては、担当課へいただいた御意見を伝えるとともに、連携を図ります。
4 「計画案」の基 本的な考え方	日本への食料品輸入は年々、増加傾向にあります。山梨県消団連は、厚労省の平成27年輸入食品監視指導計画(案)に対し、検査体制の強化について意見を提出しました。山梨県に入つてくる輸入食品も、当然増加していると思われますので、迅速な情報提供と安全対策の強化を求めます。	1	【記載済み】(第8. 1 第12. 1) 輸入食品の検査の実施については、引き続き実施します。 情報提供については、県HPにおいて充実に努めます。
5 「計画案」の基 本的な考え方	TSE(伝達性海綿状脳症)検査については、引き続き重点的に行うべきと考えます。国は昨年度、輸入牛肉に関する規制緩和を行い、国産牛肉についても昨年度BSE検査を30ヶ月齢に引き下げるなどを決めました。しかし、BSEの原因や感染経路が不明な現段階においては、検査によつて、感染牛の流通が排除されるということは必要だと思います。	1	【記述済み】(第4. 1 第6. 2) TSE検査については、平成25年に厚生労働省は、食品安全委員会からの「検査対象月齢を48か月(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との食品安全評価結果を受け、検査対象月齢を48ヶ月齢の牛に引き上げました。また、OIE(世界獣疫事務局)も日本を「無視できるBSEリスク国」として承認し、国際的にも国産牛肉の安全性が評価されたところです。 この様な科学的検証結果に加え、引き続き法令に基づいたTSEスクリーニング検査を実施するとともに、ど畜場におけるSRM(特定危険部位)の確実な除去を実施することにより、国産牛肉の安全性の確保に努めて参ります。
6 「計画案」の基 本的な考え方	一昨年のメニュー・料理等の食品表示偽装の事例を受け、景品表示法の改正がありました。表示偽装は消費者の知る権利を失わせ、健康被害を招く恐れもあり、監視指導を強めるべきと考えます。	1	【その他】 メニュー等の偽装表示については、担当課へいただいた御意見を伝えます。
7 対応体制につ いて	山梨県食の安全・安心推進条例では、山梨県・食品事業者・消費者の責務と役割が定められていますが、まずは食品事業者の責務がきちんと果たされることが重要です。一度でも事故・事件が発生した場合は、その後の十分な監視体制をとる必要があります。	1	【記述済み】(第7. 1) 前年度に食中毒を発生させた施設や規格基準等の違反食品を流通させた施設については、重点的に監視を行います。
8 監視・指導の 対応体制につ いて	また、国や県の他部署との連携が非常に大切と考えます。食品の安全については複数の法令が関与しているのですが、消費者庁設置後、どのように体制の強化がなされたが、はつきり公表すべきです。	1	【その他】 担当課へいただいた御意見を伝えます。

平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画(案)への意見・提案と県の考え方

2/3

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
9 監視・指導体制について	また、今後TPP交渉などに伴い、輸入食品の今以上の大幅な増加も見込まれることから、県内に入つてくる輸入食品についての監視指導体制の充実も必要です。県の輸入食品の実質の検査率は10%にも満たないことから、山梨県内の監視指導は重要だと考えます。	1	【記載済み】(第8.1) 輸入食品の検査の実施については、引き続き実施します。
10 実施指導について	食品表示に関する関係機関(国)の表において、次の箇所を修正して欲しい。 1 所在地及び連絡先中「[食品表示]窓口」を削除 2 表示に関する主な担当内容中の「表示相談への対応」を削除 3 関係機関名欄の表示・規格チームの下に「流通監視チーム」を加筆	1	【修正加筆等意見反映】 意見のとおり訂正します。
11 重点的に監視する事項について	中毒予防については、件数は減少したものの患者数は増加しており、年間を通して、食品管理、保存方法の重要性を含め、広く県民への広報活動を進めてください。また、牛肉の生食食に關しての規格の遵守、加熱調理の不備による食中毒防止への監視指導の徹底を求めます。	1	【記述済み】(第3.1 第5.1 第6.3 第7.1 第12.2) 消費者教育については、ホームページ、広報紙、講習会等を通じて、食品衛生思想の普及啓発を行います。また、リスクコミュニケーションについてには、担当課へいただいた御意見を伝えるとともに、連携を図ります。
12 重点的に監視する事項について	HACCPを用いた衛生管理基準を条例に追加したことの大変な前進です。しかし、重要なのは導入推進であり、周知、指導と監視体制を整え、県内事業者への導入が進むことを期待します。尚、中小の食品等事業者がHACCPのシステムを導入するのが困難な場合の、積極的な支援またはそれに替わる簡単なシステム等についても考えるべきです。	1	【記載済み】(第5.2) HACCP導入については、は、積極的に推進を図ります。事業者への周知、指導の中には、支援も含まれています。また、HACCPの導入が困難な事業者については、HACCP原則の一部を適用除外(重要管理点を設定しない場合など)することが、本県の条例にも盛り込まれております。
13 重点的に監視する事項について	一元化される食品表示法の施行内容について、事業者、消費者への周知、監視指導も大きな課題となります。関係機関との連携を図ります。	1	【記述済み】(第4.2 第5.3) 関係機関との連携を図ります。
14 重点的に監視する事項について	また、重点的に監視指導する項目にはなっていませんが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質についての不安は、未だに継続しています。また、汚染水の問題は更に深刻な状況です。この実態を十分に踏まえ、関係各部署との連携を密にしながら適切な対応をしていくことを求めます。	1	【記載済み】(第4.2 第8.2) 昨年度と同様に食品の放射性物質検査を100検体行います。 他部局とも連携し対応します。

平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画(案)への意見・提案と県の考え方

項目	意見・提案内容	件数	県の考え方
15 た場合の対応について	違反食品については、回収がすみやかに行われるべきで、内容はすべて公表される必要があります。風評被害や誤解を生むような公表は避けなければなりませんが、危険のレベルを考慮したランク分けも必要です。あくまで、再発防止を重点に考え、対応は十分透明性をもつたものにすべきです。	1	【記述済み】(第9) 行政処分等を行った場合には、公表しております。 【その他】 「山梨県食の安全・安心推進条例」に関係する御意見について は、担当課へを伝えます。
16 食中毒発生時	「危機管理」「緊急時対応」について十分な対応が求められます。情報の受発信、予想される食品の回収等、被害の拡大、未然防止などについて関係者と連携し、対応できるシステムをわかりやすく公表しておくべきです。	1	【記述済み】(第4)
17 食品事業者に対する自主的衛生管理制度について	HACCP手法導入の推進します。また、指導的立場にある者に対する衛生教育が明記され、普及啓発が進められることも重要です。但し、HACCPを導入した食品事業者が量大な事故をおこした事例もあり、実質的な効果が得られるようにすることも重要です。	1	【記述済み】(第5、2 第7) 講習会や食品衛生月間などを通じて、啓発して参ります。
18 情報と意見交換について	HACCPの導入は事業者への指導とともに、「消費者教育推進計画」の実施と連携して進めていくことも重要です。	1	【修正加筆等意見反映】 県ホームページでの公表以外に、放射性物質の検査結果については、引き続き報道機関に情報提供していきます。また、策定した監視指導計画及びその年度ごとの実施結果については、今後、県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターにおいて紙面により情報提供します。
19 情報と意見交換について	また、計画の実施状況の公表は県ホームページに掲載とありますか、いわゆるIT弱者はほこのようなことで知ることができません。また、県のホームページは非常ににくく、簡単に情報が得られるようになってしまいます。これらのことがから、食の安全・安心についての情報発信のあり方にについては充分考慮すべきです。	1	【その他】 御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。新基準については、平成27年12月31日までに製造された製品について、猶予期間が設けられております。行政機関としては、事業者が不利益を被らないよう平成27年12月31日までは旧基準で収容検査を行います。なお、事業者は、猶予期間が終了するまでの間に、自ら検査等で新基準に適合しているかを確認し、新基準に合していない場合は、その改善を図つておく必要があります。
20 主な検査内容	いつもお世話になります。	1	本県の地場産業であり全国シェア50%以上を誇る「ミネラルウォーター類」の成分規格は改正されております。県内メーカーでは、すでに新基準での検査を実施しております。今回配布いただいた指導計画の主な検査内容については、旧基準で作成されています。県外にも多く流通することから、新基準に沿った見直しをされます。